

共同研究者を募集します

1 趣旨

URでは、ひとの欲求やひとの活動から公共空間のあり方を考え、公共空間に一人ひとりの居場所をつくることで「居心地が良く、使われる公共空間」を創出する「プレイスメイキング」の考え方を重視し、様々な調査や実証実験、事業地区における空間づくりへの実装等を行っています。中でも、平成30年に立ち上げた「まちの改善に向けたプレイスメイキング検討会」において外部有識者から得た意見を踏まえ、社内ワーキングチームにより「居心地が良く、使われる公共空間をつくる」ための考え方を平成31年に取りまとめており、特に、空間がひとの居場所となるために必要な「場の要素」として、「座り場」「眺め場」「囲い場」「陰り場」「食場」「灯り場」「話し場／離し場」「巡り場」からなる「8つの場」の考え方を整理しています。

(詳細は https://www.ur-net.go.jp/aboutus/action/placemaking/chukantorimatome_kousin.html をご参照ください。)

ひとが感じる「居心地の良さ」は、主観的なものです。とはいえ、経験則から一定程度は「居心地の良さ」の考え方や評価軸が共有されていますが、「8つの場」の考え方を取り入れながら、居心地の良いプレイスの再現性を高め、説得力を持たせるためには、客観的な分析に基づく評価を加えることが必要であると考えています。

ついては、「8つの場」の観点を踏まえつつ、居心地の良いプレイスについて、ひとの行動の観察・調査に基づく分析と、ひとの知覚に関する生理・心理的な反応に基づく分析を行います。これらの分析結果の統合により、「居心地の良さ」を客観的指標から表現し、経験則に基づく既存の空間評価を補強して居心地の良いプレイスの空間条件を明確化することで、「8つの場」の考え方を活用しながら居心地の良いプレイスを再現性高く整備できるようにすることを目指します。

2 募集する共同研究のテーマ

人間の行動・知覚に基づく居心地の良さの分析及び居心地の良いプレイスのデザインに関する共同研究

3 応募要件

次の要件を満たす者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 以下のいずれかに該当する者であること。
 - イ 国立大学法人及び公立大学法人
 - ロ 上記イ以外の学校法人

- ハ 上記イ・ロ以外の研究機関（ただし法人格を有する者に限る。）
- ニ 機構東日本地区における令和 7・8 年度測量業者、土質調査業者又は建設コンサルタント等の契約に係る競争参加資格審査において、資格を有すると認定された者
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- （詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・ 契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→ 「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

注) 3 (2) ニの認定を受けていない者も、共同研究提案書提出前に下記のとおり申請することで当共同研究の共同研究提案書等を提出することができる。この場合、下記 6 の共同研究提案書の提出までに資格確認を受けることが必要となる。

（一般競争参加資格の申請）

①申請方法：当機構HPを参照

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

②提出期限：令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 10 月 23 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで

③問合せ先：4 (2) に同じ

4 担当部署

(1) 共同研究提案書及び資料について

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 都市再生部事業管理課（担当：新山）
電話 045-650-0754

(2) 一般競争参加資格について

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 総務部会計課
電話 045-650-0189

5 共同研究提案書の作成方法及び留意事項

(1) 作成方法

- ① 共同研究提案書は別記様式 1 により作成すること。
- ② 応募資格確認のための資料

上記３（２）のいずれかの要件に該当することを証明する資料を別記様式２に添付すること。３（２）二に該当する場合は、**別記様式２の該当箇所をチェックの上、必要事項を記載又は必要書類を添付すること。**

- ③ 参加予定研究者の所持する資格等及び論文等の研究実績について別記様式３に記載すること。研究実績がない場合は、参加予定研究者の業務実績等を記載すること。３（２）二に該当する場合は、当該法人の研究実績を記載することができる。ただし、当該実績に従事した者を本研究に参加させること。

- ④ 研究担当部署に係る書類は別記様式４に記載すること。

- ⑤ 実施方針・研究提案

以下について、任意様式A4判に簡潔に記載すること。

なお、根拠となる既往成果等を用いて表現しても支障ないものとする。

（実施方針に関する記載内容）

- ・研究テーマを取り巻く現状や社会課題
- ・研究テーマに係る研究機関・企業としての取組状況
- ・研究提案内容の具体的な調査方法
- ・研究期間及びスケジュール

なお、研究期間は令和10年度末までを想定している。

- ・想定する研究役割分担、研究全体の概算費用及び費用負担割合

（研究提案に関する記載内容）

- ・研究機関・企業として当共同研究において実施したい研究内容

6 共同研究提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

（１）提出期間

令和８年10月９日（金）から令和８年10月30日（金）まで（必着）

（２）提出方法

全ての必要書類をそろえ、上記４（１）に郵送するものとする。

提出書類に不備があった場合、受付することができない。ただし、上記の期間内であれば、共同研究提案書及び応募に必要な書類を機構に再提出することができる。

受付後、提案内容について機構から確認を行う場合がある。

7 提案資料の審査

上記６に提出のあった提案書等は、以下の基準に基づき当機構で審査を行い、共同研究実施に向けた協議を行う者の選定を行う。

なお、本揭示文において記載された事項以外の内容を含む共同研究提案書、本揭示文及び別添に示された条件に適合しない共同研究提案書については無効とする場合があるので注意すること。また、共同研究提案は本共同研究の具体的な取組方法について

て提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

(1) 提案内容の評価基準

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
実施方針	テーマ理解度	研究テーマに関する現状や課題点等についての理解度が高く、関連する既往研究実績や業務実績がある場合に評価する。
	研究理解度	研究内容の調査手法についての具体的な記載があり、実現性が高い場合に評価する。
	実施体制	研究を遂行する上での確な体制及び期間が確保されている場合に評価する。
研究提案	研究内容	実施する研究の課題、方針、実施内容等が具体的に検討されており、独自性、実現性のある提案がされている場合に評価する。

(2) 審査結果の通知

前項の基準に基づき共同研究実施に向けた協議を行う者として選定した者には、当機構から書面により通知する。また、選定されなかった者に対しては、協議を行わない旨を当機構から書面により通知する。

8 共同研究実施に向けた協議

上記7により選定された者については、具体的な共同研究内容、実施方法、実施スケジュール、研究分担及び費用負担等の共同研究実施計画について、機構との協議を行う。

① 実施期間

選定結果の通知日以降、令和8年11月27日（金）までの間とし、選定結果通知と併せて通知する。

② 実施場所

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー 5階

9 共同研究者の決定

(1) 共同研究協定の締結

機構は、前項の協議が整った者を共同研究者として決定し、共同研究実施計画及び秘密保持や研究成果の取扱い等を規定する別添1の「共同研究協定」を締結し、共同

研究を実施する。

ただし、本掲示において示した応募資格のない者のした応募、共同研究提案書及び資料に虚偽の記載をした者のした応募は無効とし、無効の応募を行った者を共同研究者として決定していた場合には共同研究者の決定を取り消す。

(2) 費用負担について

上記8の協議において費用負担についても協議し、決定する。なお、共同研究に係る費用（ノウハウ及び労務等の提供を含む。）は、研究分担に応じて各々が負担することを原則とする。

なお、本共同研究に係る当機構の費用負担額の上限は27,000千円程度を予定している。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 共同研究提案書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された共同研究提案書及び資料は返却しない。
- (4) 提出された共同研究提案書及び資料を共同研究者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限以降における共同研究提案書の提出、差替え、及び再提出は認めない。
- (6) 上記8の協議の結果、複数者を共同研究者として決定する場合がある。その場合、共同研究者間での情報、研究成果（本共同研究実施以前に入手した情報、研究成果等を除く）の共有を求めることがある。
- (7) 本研究に係る調査を公共施設又は民間施設の共用部等で実施する場合、当該施設の管理者との事前調整が必要な場合がある。また、調査実施時は、当該施設利用者や周辺住民等へ配慮すること。
- (8) 本掲示文に関する問合せ先は、4（1）のとおり。

以 上

(別記様式1)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

都市再生部長宛

申請機関名

代表者役職・氏名

住所

共同研究企画提案書

共同研究テーマ名称： 人間の行動・知覚に基づく居心地の良さの分析及び居心地の良い
プレイスのデザインに関する共同研究

貴機構で公募している標記共同研究について、企画提案書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

提案内容に関する連絡先

部署

担当者名

電話番号

F A X

(別記様式2)

応募資格の確認

該当する要件（該当する要件に○）

- イ) 国立大学法人及び公立大学法人
- ロ) 上記イ以外の学校法人
- ハ) 上記イ・ロ以外の研究機関（ただし法人格を有する者に限る。）
- ニ) 機構東日本地区における令和7・8年度測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等、又は物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、資格を有すると認定された者

上記要件を満たしていることを証明する書類

ニ) に該当する場合：申請日時点における競争参加資格の認定状況

以下該当箇所の□をチェックし、必要な項目を記載又は書類を提出すること。

☐認定済 →有資格者名簿等の該当部分を提出又は業種区分及び登録番号を記載

☐申請中 →☐新規又は更新：受理票の写しを提出すること。

☐業種又は地区の追加：該当する場合、登録番号を記載

業種区分		登録番号							
------	--	------	--	--	--	--	--	--	--

(別記様式3)

参加予定研究者の実績等

研究者の氏名・所属部署等	資格等	研究実績又は業務実績

注) 資格等には、学位及び一級建築士、技術師等の所持する資格を記載すること。

注) 研究実績は発表済みの論文等、業務実績は共同研究提案に係る業務実績について記載し、概要のわかる説明資料(A4判1枚程度)を添付すること。

(別記様式4)

研究担当部署

研究担当部署	所在地

(別添 1)

共同研究協定書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）及び〇〇株式会社〇〇研究所（以下「乙」という。）は、次の各条項に従い、「〇〇〇〇の〇〇」に関する共同研究（以下「本共同研究」という。）について協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(定義)

第 1 条 本協定において、「知的財産権」とは、以下に掲げる権利をいう。

- 一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権及び特許を受ける権利
- 二 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- 三 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
- 四 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権及び商標登録を受ける権利
- 五 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 のプログラムの著作物又は同項第 10 号の 3 のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る同法第 21 条から第 28 条までに規定する著作権
- 六 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- 七 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び品種登録を受ける地位
- 八 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第 16 条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 九 前各号の各権利に相当する外国における権利

2 本協定において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、プログラム等の著作権又は回路配置利用権の対象となるものについては創作を、商標権の対象となるものについては商標を、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

(本共同研究)

第 2 条 甲及び乙は、次の研究課題に係る研究を相互に有する技術知識を交換することにより共同で実施する。

- 一 研究課題

「研究課題名称」

二 研究目的及び研究内容

イ 目的 ○○について、○○的研究により調査・研究する。

ロ 内容 以下の項目に関する内容について、研究を実施する。

(1)

(2)

(3)

(4)

三 実施期間

(協定締結日) から ○○年○月○日

(本共同研究の実施計画)

第3条 項目、参加する研究員、研究分担、費用及び実施場所については、本協定書に付属する実施計画書のとおりとする。

(施設の使用)

第4条 甲及び乙は、本共同研究を行うに当たり必要と認めるときは、協議の上、相手方に装置を持ち込むこと又は相手方の実験施設を利用することができる。

(実施計画の変更)

第5条 第3条に規定する実施計画の内容を変更しようとするときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

(本共同研究の中止)

第6条 本共同研究の実施期間中において、甲若しくは乙の業務上の都合又は天災その他やむを得ない事由により、本共同研究を継続することが困難となったときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止することができる。

(本共同研究の管理)

第7条 本共同研究の管理は、甲及び乙が共同してこれを行い、本共同研究の効率的推進を図るものとする。

(共同出願)

第8条 甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果、共同して発明等を行い、知的財産権のうち特許権、実用新案権又は意匠権の出願を行おうとするときは、甲と乙が共同して行うものとする。ただし、当該発明等を行った研究員の属する当事者の同意を得たときは、この限りでない。

2 前項の共同出願により取得した知的財産権の持分は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

3 第1項の出願に当たっては、別に共同出願契約を締結するものとする。

(単独出願)

第9条 甲に属する研究員又は乙に属する研究員が本共同研究の結果、独自に発明等

を行い、知的財産権のうち特許権、実用新案権又は意匠権の出願を行おうとするときは、当該発明等を行った研究員の属する当事者が行うものとする。ただし、事前に文書でその他の当事者の同意を得るものとする。

(特許権等の実施)

第10条 第8条第1項の共同出願により取得した知的財産権のうち特許権、実用新案権又は意匠権の実施は、甲又は乙が第三者への業務委託又は請負により実施することを含むものとする。

(共同知的財産権の取扱い)

第11条 甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果、共同して発明等を行い生じた知的財産権のうち特許権、実用新案権及び意匠権を除く権利については、甲と乙が共同で取得するものとする。ただし、当該発明等を行った研究員の属する機関の書面による同意を得たときは、この限りでない。

2 前項により取得した知的財産権の持分は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(共有する知的財産権に要する費用)

第12条 甲及び乙は、知的財産権を共有する場合、その持分に応じて、当該知的財産権の取得及び管理に要する費用を負担する。

(単独知的財産権の取扱い)

第13条 甲又は乙のいずれかに属する研究員が本共同研究の結果、独自に発明等を行い生じた知的財産権のうち特許権、実用新案権及び意匠権を除く権利については、当該発明等を行った研究員の属する機関に帰属するものとする。この場合において、当該機関は、事前に相手方の機関の書面による同意を得ておくものとする。

(既存知的財産権の取扱い)

第14条 甲及び乙が本共同研究を実施したことに伴い研究成果が発生した場合において、甲及び乙が乙の構成員の保有する既存知的財産権を使用しなければ当該研究成果を実施できないときは、乙は、甲及び乙の他の構成員が当該既存知的財産権を実施することについて、当該既存知的財産権を保有する構成員の承諾を得なければならない。ただし、その取扱いについては、甲乙が別途協議して定めるものとする。

(著作者人格権)

第15条 本共同研究において、共有するプログラムの著作物及びデータベースの著作物が得られた場合には、それらの著作物に係る発明等を行った者は、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(ノウハウ)

第16条 本共同研究の結果、ノウハウに該当すると思料するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項により特定されたノウハウについて秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い相手方から提示又は開示を受けた情報であって、提示又は開示の際に相手方から秘密である旨の表示が明記され又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下総称して「秘密情報」という。）を第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りではない。

- 一 開示・提供を受けた際、既に公知又は公用であった情報
- 二 開示・提供を受けた際、自己の責によらずに公知・公用となった情報
- 三 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していた情報
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手した情報
- 五 開示・提供を受けた際、開示・提供された情報及び資料とは関係なく、独自に開発・取得した情報
- 六 第三者への開示について、書面により事前に相手方の同意を得た情報

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要最低限の範囲で、秘密情報を開示することができるものとする。

- 一 適用法令又は行政官庁の要請により必要とされる場合
- 二 それぞれの法律顧問又は会計・税務顧問に開示する場合

- 3 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

- 4 甲及び乙は、秘密情報について、それぞれに属する研究員がその所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を、当該研究員に負わせるものとする。

(研究成果の取扱い)

第18条 甲及び乙は、本共同研究の成果を報告書にとりまとめるものとし、必要のある場合は、本共同研究の成果について、詳細な資料を相互に交換するものとする。

(研究成果の公表等)

第19条 甲又は乙は、研究実施期間中及び研究終了後において研究の計画、実施状況、成果等を第三者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、あらかじめ書面による相手方の同意を得るものとする。

- 2 甲又は乙は、本共同研究の終了後、甲乙協議の上、原則として5年以内に公表を行うものとする。

(甲乙協議の上、第2項に代わり以下の条項を設けることができる。)

- 3 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、研究実施期間中及び研究終了後において

本共同研究の計画、実施状況、成果等を第三者に公表することが適当ではなく、秘密を保持する必要があると認める場合は、別途、協定を定めるものとする。

(反社会的勢力の排除等)

第20条 甲及び乙（役員又は従業員を含む。）は、現在、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力その他これに準ずる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力・脅迫的な言動による要求行為、契約上の責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わないものとする。

(有効期間)

第21条 本協定の有効期間は、第2条に規定する本共同研究の実施期間と同一とする。ただし、この有効期間は、甲乙協議の上、書面による確認により変更できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条（共同出願）、第9条（単独出願）、第16条（ノウハウ）及び第17条（秘密保持）の規定は、前項に規定する期間の満了から2年間その効力を有するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第10条（特許権等の実施）、第11条（共同知的財産権の取扱い）、第12条（共有する知的財産に要する費用）、第13条（単独知的財産権の取扱い）、第14条（既存知的財産権の取扱い）、第15条（著作者人格権）及び第19条（研究成果の公表等）の規定は、各条項の対象事項が全て消滅するまでその効力を有する。

(計画変更等による協定書の変更)

第22条 甲又は乙は自己の業務上の都合等により、本協定書に記載された内容を変更する必要性が生じたときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(災害時の取扱い)

第23条 本共同研究の実施に伴って発生した事故に関する補償は、当該研究員の所属する機関において負担するものとする。

(その他の事項の取扱い)

第24条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

(甲) 所在地

氏 名

(乙) 所在地

氏 名

実 施 計 画 書

1 研究の目的

2 研究内容

3 研究分担

(甲：独立行政法人都市再生機構、乙：〇〇〇)

研究項目	研究細目	研 究 分 担		備 考
		甲	乙	

- ・研究分担は、◎を主担当、○を担当とする。
- ・共同研究の分担について変更が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 研究費用の概算及び分担

本研究に要する費用の概算額は、金〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、甲乙が負担する概算額要は以下を予定する。

甲 （独立行政法人都市再生機構） 千円

乙 （ ） 千円

5 共同研究の実施期間

共同研究の協定締結日から 年 月 日まで

6 参加する研究員・所属部署等

所属機関等名称	氏 名	役 職 名

注) 参加する研究員・所属部署等については、組織改編等により変更・追加があり得る。

7 研究の実施場所

8 使用する主な施設及び機械器具

所 属 名	主な施設及び機械器具

以 上